

用語の解説

1 関係法令（「2(1)ウ 関係法令の事前手続の義務化」関係）

(1) 森林法

森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、国土の保全と国民掲載の発展に資することを目的とした法律。

目的達成のため、全国森林計画・地域森林計画・市町村森林整備計画の策定、森林における一定規模を超える開発行為（土石又は樹根の採掘・開墾など土地の形質の変更）に対する許可及びその基準、森林における伐採の届出等について規定している。

(2) 宅地造成及び特定盛土等規制法

宅地造成等に関して必要な規制を定め、宅地造成等に伴う崖崩れ・土砂流出による災害を防止することを目的とした法律。

一定規模を超える盛土や切土に対する許可及びその基準等について規定している。

2 区域等の名称（「2(1)イ 設置不適地の条例化」関係）

(1) 災害危険区域

建築基準法に基づき地方公共団体が条例で指定する、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域。災害危険区域に指定されると、住居の建築禁止など災害防止上必要な制限を自治体が設けることができる。

(2) 地すべり防止区域

地すべり等防止法に基づき国土交通大臣が指定する、地すべりを助長・誘発するおそれが極めて大きく、公共の利害に密接に関連する区域。地すべり防止区域内で地すべりの防止を阻害又は地すべりを助長・誘発させる行為を行うときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(3) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき都道府県知事が指定する、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者等に危害が生じるおそれがある区域。急傾斜地崩壊危険区域内で急傾斜地の崩壊を助長・誘発させる行為を行うときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(4) 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定する、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物の損壊・住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められ、開発行為や建築物の構造を規制すべき区域。土砂災害特別警戒区域内で住宅・社会福祉施設・学校・医療施設を建築するための開発行為を行うときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。また、同区域内で居室を有する建築物を建築するときは、土砂災害等で建築物に作用されると想定される衝撃に対して安全な構造としなければならない。